

白山市水道施設整備民間施行工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白山市水道事業給水条例（平成17年白山市条例第206号）第7条第1項ただし書の規定により給水を受けようとする者（以下「開発行為者」という。）が白山市水道事業給水条例施行規程（平成17年白山市企業管理規程第5号。以下「規程」という。）第5条第1項本文の規定により行う配水施設工事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 開発行為者は、配水施設工事の設計に着手する前に配管ルート、管種、口径等について公営企業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）と協議を行うものとする。

2 開発行為者は、配水施設工事の設計に着手する前に消火栓の設置の有無、設置する場合の位置、費用負担等について、消防関係部署と協議し、合意を得るものとする。

(設計)

第3条 開発行為者は、（公社）日本水道協会が定める水道施設設計指針及び白山市水道設計指針に基づき配水施設工事の設計を行うものとする。

(資材)

第4条 配水施設工事に使用する資材は、管理者が指定するもので、社団法人日本水道協会及び、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格であって、かつ未使用であるものとし、使用する管種は、ダクタイル鋳鉄管又は水道配水管用ポリエチレン管とする。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

2 開発行為者は、資材の搬入を受けるときは、管理者が選任したもの（以下「監督員」という）の検査を受けるものとする。

(工事の施行)

第5条 開発行為者は、水道配水管布設の技能を有し、社団法人日本水道協会等の資格者証を持つ者を有する事業者を選定し、管理者に届出をしたうえで白山市配水管等布設工事特記仕様書、白山市水道工事特記仕様書、

ほか管理者が別途定める特記仕様書を遵守し、配水施設工事を施行するものとする。

- 2 前項の施行の際に疑義が生じた場合は、管理者と協議し、合意の上で施行するものとする。

(工事施行申込等)

第6条 開発行為者は、配水施設工事申込者施行申請書（規程様式第7号）を提出するときは、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 配管詳細図
- (4) 横断図
- (5) 土工図
- (6) 工事費の内訳が分かる書類
- (7) 使用する管種の施工技能を有することを証明できる書類等の写し
- (8) その他管理者が指示する書類

- 2 管理者は、前項の規定により申込又は申請があったときは、内容を審査し、配水管布設工事申請者施行の許可を開発行為者に通知するものとする。

- 3 開発行為者は、次に掲げる項目について許可日以降に変更があった場合は管理者と協議のうえ、変更内容について工事打合せ簿を作成し、変更協議を得ること。

- (1) 管種
- (2) 口径
- (3) 布設位置の変更
- (4) 埋設深
- (5) 10%以上の管路延長の変更

(工事立会等)

第7条 開発行為者は、次に掲げる配水管布設工事の工程については、監督員に事前に通知のうえ立会を受け、又は工程写真の撮影を行うものとする。立会工程や頻度等は、監督員と協議するものとし、監督員が必要とした場合に、

開発行為者は工事打合せ簿を作成する。

- (1) 管体の据付及び接合
- (2) 水圧及び水質の試験
- (3) 管土被り
- (4) 管布設位置

2 監督員は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる以外の工事の工程についても立会をすることができる。

(完成図書等)

第8条 開発行為者は、配水施設工事が完了したときは、工事完成検査願いと合わせ次に掲げる資料を管理者に速やかに提出し、竣工検査を受けるものとする。

- (1) 竣工図（CADデータを含む。）
- (2) 工事の各工程に係る写真
- (3) 材料試験成績表
- (4) 出来形管理表
- (5) 各特記仕様書に定める上記以外の提出書類
- (6) その他管理者が指示する書類

(配水施設の帰属)

第9条 開発行為者は、竣工検査に合格した配水施設について、別に定める配水施設譲渡書を管理者に提出するものとする。

2 前項の規定により配水施設譲渡書が提出された配水施設は、管理者に帰属するものとする。

3 管理者は、前項の規定により譲渡を受けた配水施設について、維持管理を行うものとする。

(費用負担)

第10条 開発行為者は、配水施設工事に要する設計費、材料費、施工費、道路復旧費等の全ての費用を負担するものとする。

(瑕疵)

第11条 開発行為者は、第9条第2項の規定により配水施設が管理者に帰属した日から2年を経過する日まで、施工上の瑕疵について補修の責任を負う

ものとする。

(苦情等への対応)

第12条 開発行為者は、配水管布設工事及びこれに付随する工事への苦情並びにこれらに関係する二次災害の補償等に関して誠実に対応処理するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。